

問1（憲法）

以下の事案に含まれる憲法上の論点を取り上げ、論ぜよ。

映画制作会社Xは、劇映画「A」の制作を企画した。「A」は文芸作品であるために話題性が高いとはいえ、十分な収益が見込めなかった。そこでXは、制作費を確保するために、映画を含む芸術作品への助成を行っている独立行政法人Bの理事長Yに対して、補助金の申請を行った。申請が行われると、まず、芸術的に優れた作品であるかどうかについて専門家からなる審査委員会の審査が行われ、補助対象として選定された作品について交付内定の通知がなされる。その上で、作品の完成後に、制作者が、内定通知に基づき交付申請書を提出し、Yの交付決定を経て、補助金が交付されることとなる。これまで、審査委員会が選定し内定通知が行われた作品には、いずれも補助金が交付されてきた。

「A」は、審査委員会から補助金の交付対象作品として選定され、内定通知が行われた。内定通知後に「A」は完成したが、内定通知の直後、準主役級として「A」に出演していた俳優Cの過去の性加害の事実が週刊誌で報道され、Cも事実を全面的に認めて謝罪する事態となった。Xは、Yに対して補助金の交付申請書を提出したが、Yは、性加害を行った俳優が出演している「A」に公費を原資とする補助金を交付すると、国の性加害への対応が甘いと見られかねず、国民の理解を得られないので、公益性の観点から適当ではないとして、補助金を交付しない旨の決定を行った。

問 2 (行政法)

次の設例を読み、以下の設問①～③に答えよ。なお、各設問はそれぞれ独立し、相互に関係しないものとする。

(設例)

X 電力株式会社は原子力規制委員会に対し Z 発電所原子炉の設置許可申請をしたところ、同委員会は X 社に対し核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 43 条の 3 の 6 に基づき Z 発電所原子炉の設置許可処分（以下「本件処分」という。）をした。同委員会は国家行政組織法にいう国の行政機関として環境省に外局として置かれるものである。

甲らはいずれも Z 発電所近辺（本件原子炉施設から約 3～6 km）に居住する者である。甲らは本件原子炉施設に係る災害の発生を危惧していることから、本件処分についてまず同委員会に審査請求をし、それが棄却された場合には A を被告として本件処分の取消訴訟を提起することを考えている。

設問①

以下の小問 1～3 に答えよ。

小問 1

空欄 A に入る文言は何か、答えよ。

小問 2

甲らのような処分の相手方以外の者が取消訴訟を提起する場合に問題となる原告適格の有無について行政事件訴訟法の定める考慮基準を答えよ。

小問 3

甲らに本件処分の取消訴訟の原告適格が認められるかについて、一般に判例が採用するとされている判断枠組に従って論ぜよ。その際には、以下に掲げる参照条文を踏まえること。

設問②

甲らは本件処分の取消訴訟において①本件原子炉は平和目的にそぐわない利用がされる可能性があるとして法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号違反を、② X には本件原子炉を設置し又は重大事故の発生拡大を防ぐために必要な経理的基礎を欠くとして同項第 2、3 号違反をそれぞれ主張しようと考えている。甲らがこれらの主張をすることは法的に見て可能か、論ぜよ。

設問③

被告側は本件処分の取消訴訟において、法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号の定める原子炉設置許可要件についての審査・判断は原子力規制委員会の裁量によるものであり、裁量権の逸脱濫用がある場合に限り、上記の審査・判断は違法とされると主張するものと見られる。同委員会による上記の審査・判断には裁量が認められるか、以下に掲げる参照条文も踏まえつつ論ぜよ。

【参照条文】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(設置の許可)

第43条の3の5 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

(第2項, 省略)

(許可の基準)

第43条の3の6 原子力規制委員会は、前条第1項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。（中略））の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(以下, 省略)

問3（民法）

次の設例を読み、以下の設問①及び②に答えよ。

（設例Ⅰ）

令和4年2月1日、建設業を営むAは、金融機関であるBとの間で、Bから事業資金として500万円を借り受け、弁済期限を1年後とする旨の金銭消費貸借契約を締結した。この金銭消費貸借契約においては、Aは、その所有する土木機械甲をBに譲渡するものの、引き続き甲を使用する旨の特約がなされていた。

令和4年10月、資金繰りが苦しくなったAは、同業者で以前から懇意にしているCから、300万円の融資を受けようと考えた。そこで、同月16日、AはCとの間で、甲をCに譲渡し、引き続き甲をAが使用するものの、4か月後の弁済期限に弁済できない場合には甲をCに現実に引き渡す旨の金銭消費貸借契約を締結し、Cから300万円を受け取った。なお、Cは、AがBに対して甲を譲渡した事実を知らず、かつ、知らないことについては過失もなかった。

令和5年2月20日、AがB及びCに対して借り受けた金銭相当額の弁済をしなかったため、B及びCは、Aに対して、甲の引渡しを請求しようと考えている。

設問①

設例Ⅰを前提として、甲について所有権を有するのは、B又はCのどちらであるかを論ぜよ。

（設例Ⅱ）

設例Ⅰに加えて、以下の事実が認められた。

令和5年5月31日、A、B及びCの話し合いの結果、CがAのBに対する借金を肩代わりするとともに、Cが甲の所有権を取得することとなった。

令和5年10月30日頃、Cは、土木工事現場で使用していた甲をDに盗まれ、その後、甲は、中古土木機械の販売業を営むEの占有するところとなった。ただし、Eが甲を占有することとなった経緯は不明である。

令和5年11月20日、建設業を営むFは、甲が盗品であることを知らずに、Eからこれを200万円で買い受け、自らの工事現場で甲を使用していた。

令和6年1月10日、上記工事現場を通り掛かったCは、同工事現場で使用されている甲が、自らが前年に所有し、かつ、盗まれたものであることに気が付いた。

令和6年5月15日、Cは、Fに対して、甲の所有権に基づき、その引渡しを請求するとともに、甲の使用利益相当額の支払を請求した。

設問②

設例Ⅱを前提として、下線部分の、CのFに対する請求が認められるか否かを論ぜよ。

問 4 (ミクロ経済学)

補助金に関する以下の設問①～③に答えよ。

設問①

2種類の財 X, Y を消費している家計がある。今, この家計に対して, 政府は二つのタイプの補助金を検討している。一つの補助金は, この家計が Y 財を購入するのみに使用できるタイプの補助金であり, もう一つの補助金は, 用途を指定しないタイプの補助金である。それぞれの補助金在家計の消費に与える影響についてグラフを用いて説明せよ。

設問②

ある財の購入について, 政府は, 購入代金の一部を補助することを検討している。この制度では, 消費者が支払う支払価格と企業が受け取る受取価格が異なり, その差額を政府が負担する。このような補助金がある場合とない場合の総余剰を比較せよ。

設問③

設問②と同じ状況を考える。このとき, 設問②の補助金の場合と政府が補助する総額が同一という条件の下で, 設問②の補助金の場合よりも総余剰が大きくなる補助の在り方があるかどうか検討せよ。

問5（マクロ経済学）

マクロ経済政策の運営を考える際の一つの大きな論点は、裁量かルールか、ということである。これについてケインジアンとマネタリスト（新しい古典派マクロ経済学も含む）のそれぞれの主張について説明せよ。

問6（政治学）

2024年に行われた衆議院議員総選挙では、女性の当選人数が過去最多の73人となり、当選者に占める女性の割合は15.7%に上昇した。この背景として2018年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行があるものの、それでも他のG7の国々などと比べて低水準にとどまっている。

ロールズによれば、政治権力は経済的・社会的な強者の手に集中する傾向があるという。そのため、不平等な条件下で選出された、女性が圧倒的に少ない議会において、仮に熟議が行われても、女性及び女性議員について、立場が不利になりやすかったり意見が反映されにくかったりすることも予想される。

女性と政治参加に関する以下の設問①及び②に答えよ。

設問①

女性の政治参加を促進する制度であるクオータ制とパリテについて、それぞれの違いを明らかにしつつ説明せよ。

設問②

ケアの倫理とは何かを説明した上で、政治参加における男女間の格差と不平等が生じているとされる一因をケアの倫理の立場から説明せよ。その際、以下の語を全て用いること。

自律 依存 ケア労働 老いと病気 育児 性別役割意識